

ステーションサービス LINE

NO.102

発行 2020.2.12
東日本旅客鉄道労働組合
ステーションサービス協議会

申2号「就業規則の改正等について」に関する申し入れ提出!

2月12日(水)に申2号「就業規則の改正等について」に関する申し入れを提出しました。私たちは、日々安全第一に品質の高いサービスの提供を通じて、お客さまに信頼される企業づくりに努力してきました。そして、エルダー社員などの大量退職を迎えるにあたり、パート社員の任務や役割が増し、働き方も大きく変わろうとしています。そのような中で、1月27日に「就業規則の改正等について」を提案されました。改正の趣旨は「当社で就業する全雇用区分の社員等の働きがい向上させることを目的として、働きがい向上施策を実施すること」としています。

今回の改正の項目には、私たちの求めてきた要求が含まれていることから、会社の魅力向上及びより柔軟な働き方を可能とし、人材の確保と組合員の働きがい向上に繋げたいと考え下記の項目を申し入れました。

1. 就業規則の改正等の目的を明らかにすること。
2. 現時点での社員数及び雇用区分を明らかにすること。
3. 保存休暇の新設理由および社員・出向者を含め経過措置を明らかにすること。
4. 緊急呼出手当の新設理由および手当の金額を明らかにすること。
5. 家族手当の支給対象変更および支給要件の見直し理由を明らかにすること。
また、22歳まで限定した理由を明らかにすること。
6. 配偶者出産休暇の新設理由および休暇の実績を明らかにすること。
7. 永年勤続表彰の勤続年数の取扱い変更理由を明らかにすること。
8. テレワークの導入目的を明らかにすること。
9. テレワークの対象者を本社機関に所属する社員及び嘱託社員にした理由を明らかにすること。
10. パート社員の超勤単価見直し目的および現時点でのパート社員の人数と超勤実績を明らかにすること。
11. 静養休暇の見直し理由を明らかにすること。
12. 契約社員に支給する手当名称の見直し理由および支給する管理手当(仮称)および職務手当の金額について明らかにすること。
13. 繁忙手当の支給対象期間をどのように変更するのか明らかにすること。
14. 個人型確定拠出年金の拠出金を給与控除にする理由を明らかにすること。
15. 社員による新入社員紹介制度の導入目的を明らかにすること。
16. 語学スクール補助制度を新設する目的を明らかにすること。
17. 各施策の実施日明らかにすること。

